

資料 1 用語の解説

最初の掲載ページ	* 番号	食育用語	食育用語の解説
1	* 1	長崎市民健康意識調査	市民の健康に関する関心度や取り組み方など現状と課題を把握するために、健康づくり課が毎年実施している調査。対象者は、20歳から84歳までの3,500人を年齢別（5歳きざみ）、男女別に層化無作為抽出。調査内容は、健康、食事、運動、こころ、たばこ、歯及び検診等。
1	* 2	共食	家族や友人、地域の人たちなど複数の人と食事を一緒にすること。共に食事を取りながらコミュニケーションを図ることで、心身の成長や将来の健康に良い影響を及ぼすことが期待できるもの。
2	* 3	食生活改善推進員	市が開催する教育事業の養成講座を修了し、地域における食育推進の担い手として、健全な食生活の実践、地産地消、食文化の継承など幅広い視点から健康づくりを進めるボランティア。
6	* 4	フレイル	身体や認知の機能が低下し、要介護の一步手前にある虚弱な状態をいう。
6	* 5	健康寿命	日常生活動作が自立している期間の平均（平均自立期間）
6	* 6	中食	惣菜店やコンビニエンスストア・スーパーなどでお弁当や惣菜などを購入したり、外食店のデリバリーなどを利用して、家庭外で商業的に調理・加工されたものを購入して食べる形態の食事のこと。
8	* 7	孤食	食事を一人で食べること。単独世帯や夫婦のみの世帯、ひとり親世帯の増加により、誰かと一緒に食事を共にする機会が得られなかったり、少なかったりすることで、食事を通じたコミュニケーションや豊かな食体験が期待しにくい状況がみられる。
9	* 8	食育推進施策（農林水産省）	食育基本法（平成17年法律第63号）第15条に規定する「食育の推進に関して講じた施策に関する報告書」であり、政府が毎年国会に提出しなければならないとされている報告書
10	* 9	食品ロス	まだ食べられるのに捨てられている食べ物のこと。
10	* 10	SDGs（持続可能な開発目標）	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。平成27（2015）年9月25日に国連サミットで採択された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。
13	* 11	食卓の日	食卓を囲んだ家族コミュニケーションの場の創出と地産地消の推進を図るため、国の食育基本計画に定められた「食育の日」である毎月19日を長崎市において「食卓の日」と定めたもの。
18	* 12	市民農園	農作物の栽培を通じて農業への理解を深めるとともに、遊休農地の有効利用に併せて、自然と緑と人とのふれあいの場として市が開設した農園。

最初の掲載ページ	* 番号	食育用語	食育用語の解説
18	* 13	グリーンツーリズム	農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
30	* 14	ふれあいセンター	市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯を高めることを目的として長崎市が設置し、各地域の方々に構成する運営委員会に運営を委託。
31	* 15	子育て支援センター	概ね3歳未満の乳幼児とその保護者に対する交流・相談・情報提供の場。
34	* 16	少年	少女を含む小学校就学から満18歳に達するまでの者。
35	* 17	(日吉自然の家における) 食品加工	一般的に各家庭にある道具を使い、できるだけ素材のおいしさを生かして加工すること。
37	* 18	口腔機能	口腔がもつ「食べる」「話す」「呼吸する」等機能の総称。
37	* 19	フッ化物洗口	「一定濃度のフッ化ナトリウム溶液(5～10ml)を用いた30秒～1分間のブクブクうがいにより行うむし歯予防方法。
37	* 20	栄養教諭	食に関する指導及び学校給食の管理を職務としており、学校における食育推進の中核的な役割を担う者として、平成17年度から施行された制度に基づく教育職員。
44	* 21	高齢者ふれあいサロン	地域の身近な場所で高齢者が気軽に集い、軽い体操やものづくり等、住民同士の交流や親睦、ふれあい等を通して、心身の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくり、地域づくりを目的に開設している。週1回以上、1回2時間程度とし、企画・運営には高齢者ふれあいサロンサポーター養成講座の修了者が関わる。
45	* 22	子ども食堂	子どもが一人でも安心して来られる場所で、無料または安価で食事を提供する取組み。善意で提供された食材や寄付、ボランティアなどの協力により運営されており、地域の子どもたちの交流や食育などの場にもなっている。
48	* 23	有機栽培	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法。
48	* 24	菜食主義	肉類等の摂取を控え、野菜中心の食生活を送ること。
48	* 25	青壮年期	人の一生における青年期と壮年期の段階。 (当該計画においては、概ね青年期19～39歳、壮年期40～64歳)

最初の掲載ページ	* 番号	食育用語	食育用語の解説
53	* 26	市民農園連絡協議会	長崎市が設置している平山・三重市民農園及び琴海赤水ふれあい農園の円滑な運営に資するため情報交換等を行う組織。
53	* 27	ファミリー農園	遊休農地の解消と、市民にレクリエーションの場を提供し、農作業を通じて農業への理解を深めてもらうことを目的とした農家が開園する農園。
55	* 28	フードドライブ	家庭で賞味期限は切れていないが、忘れられて保管されたままになっている「もったいない食品」や「余っている食品」を学校、地域、職場などが窓口となって回収し、それらをまとめてフードバンク団体に提供する活動
61	* 29	リスクコミュニケーション	食品にあるリスクについて、消費者、食品関係事業者、行政等の関係者間で情報・意見を相互に交換すること。意見交換会などのほか、ホームページを通じた情報発信など一方向的なものも広い意味で含まれる。
61	* 30	食品衛生月間	健康で安心できる食生活の確保のため、消費者及び食品事業者に対し、食品衛生思想の普及・啓発や食品の安全性に関する情報提供、リスクコミュニケーションの推進を全国的に強化すると定められた期間（毎年8月）。
61	* 31	HACCP	Hazard（危害）Analysis（分析）Critical（重大な）Control（管理）Point（点）の頭文字をとって HACCP（ハサップ）と呼ぶ国際的な食品衛生管理の手法です。原材料の入荷から、製造、出荷までのいくつもの工程をチェックする事により衛生管理を行います。
62	* 32	PCB	ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。 脂溶性の化学物質で慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすもの。

資料2 長崎市食育推進計画策定組織

1 長崎市食育推進会議委員

条例上の区分	団体名	氏名	備考
条例第3条第2項第1号 学識経験のある者	長崎県立大学	植村 百江	副会長
	長崎大学教育学部	及川 大地	会長
条例第3条第2項第2号 医療・保健関係団体を代表する者	一般社団法人長崎市医師会	真崎 宏則	
	一般社団法人長崎市歯科医師会	山口 香奈美	
	公益社団法人長崎県栄養士会長崎支部	古賀 克彦	
	長崎市食品衛生協会	大城 末雄	
条例第3条第2項第3号 農業関係団体を代表する者	長崎西彼農業協同組合	松浦 慎吾	
	長崎市認定農業者連絡協議会	村田 美津枝	
条例第3条第2項第4号 水産業関係団体を代表する者	長崎市漁業協同組合長連絡協議会	岡部 聖二	
	長崎県漁業協同組合連合会	松浦 洋一郎	
条例第3条第2項第5号 子ども・青少年育成関係団体を代表する者	一般社団法人長崎市保育会	高實 絢子	
	長崎市PTA連合会	梅元 建治	
条例第3条第2項第6号 教育関係団体を代表する者	長崎市私立幼稚園協会	川内 美智代	
	長崎県学校栄養士会	濱口 ひろみ	
条例第3条第2項第7号 消費者関係団体を代表する者	長崎県生活協同組合連合会	井手 こずえ	
条例第3条第2項第8号 市民活動団体を代表する者	長崎市食生活改善推進協議会	三田村 静子	
	魚のまち長崎応援女子会	河村 規子	
条例第3条第2項第9号 市民	公募	町田 恵一	

委嘱期間 令和3年8月20日～令和5年8月19日

2 長崎市庁内課長会議構成員

所 属 名		構 成 員	備 考
防災危機管理室		室 長	
市民生活部	消費者センター	所 長	
福祉部	高齢者すこやか支援課	課 長	
市民健康部	健康づくり課 (口腔保健支援センター)	課 長 (歯科医師)	庶 務
	生活衛生課	課 長	
こども部	子育て支援課	課 長	
	こども健康課	課 長	
	幼児課	課 長	
環境部	廃棄物対策課	課 長	
商工部	中央卸売市場	次 長	
水産農林部	水産農林政策課	課 長	
	農林振興課	課 長	
中央総合事務所	地域福祉課	課 長	
東総合事務所	地域福祉課	課 長	
南総合事務所	地域福祉課	課 長	
北総合事務所	地域福祉課	課 長	
教育委員会	生涯学習課	課 長	
	学校教育課	課 長	
	健康教育課	課 長	
農業委員会	事務局	事 務 長	

資料3 第4次長崎市食育推進計画の策定経過

■平成19年3月 「長崎市食育推進計画」の策定
(計画期間：平成19年度～平成23年度)

■平成24年3月 「第2次長崎市食育推進計画」の策定
(計画期間：平成24年度～平成28年度)

■平成29年3月 「第3次長崎市食育推進計画」の策定
(計画期間：平成29年度～令和2年度(令和3年度へ変更))
*令和2年6月 新型コロナウイルス感染拡大等により計画期間1年延長

◆令和3年7月26日 第1回長崎市食育推進会議

◇令和3年9月 改定方針決定

◆令和3年11月11日 第2回長崎市食育推進会議

◇令和4年1月11日～2月9日 パブリック・コメント実施

◆令和4年2月16日 第3回長崎市食育推進会議

◇令和4年3月31日 第4次長崎市食育推進計画策定

■令和4年3月 「第4次長崎市食育推進計画」の策定
(計画期間：令和4年度～令和8年度)

資料4 長崎市食育推進会議条例

平成18年9月27日

条例第30号

改正 平成29年3月23日条例第13号

改正 令和元年9月27日条例第64号

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき、長崎市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第18条第1項に規定する本市の食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育に関する重要事項について審議し、及び食育に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療・保健関係団体を代表する者
- (3) 農業関係団体を代表する者
- (4) 水産業関係団体を代表する者
- (5) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者
- (6) 教育関係団体を代表する者
- (7) 消費者関係団体を代表する者
- (8) 市民活動団体を代表する者
- (9) 市民

3 市長は、前項第9号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(平29条例13・一部改正)

(令元条例30・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第2号から第8号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相

当規定に該当する者でなくなったときは、前項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

- 3 第1項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(平29条例13・一部改正)

(令元条例30・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民健康部において処理する。

(平29条例13・追加)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(平29条例13・旧第8条線下)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年11月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 公募の方法による委員の選任に関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成29年3月23日条例第13号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等とみなす。

附 則（令和元年9月27日条例第64号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

資料5 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正:平成二七年九月一日法律第六六号

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けるこ

とによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第4次長崎市食育推進計画

令和4年（2022年）3月

発行 長崎市市民健康部 健康づくり課
〒850-8685 長崎市桜町2番22号

電話 095-829-1154